

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 4 月 28 日

静岡地方裁判所富士支部執行係

裁判所書記官 松 井 一 代

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 5 月 28 日 午前 8 時 30 分から 令和 7 年 6 月 4 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 6 月 11 日 午前 10 時 00 分 場 所 静岡地方裁判所富士支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 7 月 2 日 午前 10 時 00 分 場 所 静岡地方裁判所富士支部執行係
特別売却 実施期間	令和 7 年 6 月 12 日 午後 1 時 00 分から 令和 7 年 6 月 13 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 4 月 28 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 なお、期間入札において買受申出がないときは、開札日の翌日から原則 2 日間特別売却が実施されます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～7	3,420,000 2,736,000	一括	684,000	5,330	0
1	690,000				
2	390,000				
3	100,000				
4	100,000				
5	310,000				
6	1,670,000				
7	160,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 富士宮市北山字長坂
 地 番 7 2 7 2 番
 地 目 山林
 地 積 3 4 1 8 平方メートル

- 2 所 在 富士宮市北山字長坂
 地 番 7 2 7 3 番 1
 地 目 雑種地
 地 積 1 9 4 6 平方メートル
 (現況)
 地 目 山林

- 3 所 在 富士宮市北山字長坂
 地 番 7 2 7 3 番 2
 地 目 雑種地
 地 積 4 9 0 平方メートル
 (現況)
 地 目 山林

- 4 所 在 富士宮市北山字長坂
 地 番 7 2 7 4 番
 地 目 原野
 地 積 4 9 5 平方メートル



物 件 目 録

(現況)

地 目 山林

5 所 在 富士宮市北山字長坂

地 番 7 2 7 5 番 1

地 目 原野

地 積 1 5 2 1 平方メートル

(現況)

地 目 山林

6 所 在 富士宮市北山字大久保上

地 番 7 4 0 7 番 9

地 目 山林

地 積 8 2 4 1 平方メートル

(現況)

地 目 山林・一部原野

7 所 在 富士宮市北山字大久保澤

地 番 7 4 2 9 番 1 6 2 1

地 目 山林

地 積 7 7 6 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 3月18日

静岡地方裁判所富士支部執行係

裁判所書記官 松 井 一 代

1 不動産の表示

【物件番号1～7】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～7】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1～7】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1～7】

- ・売却対象外の土地（地番7275番2 外）を通行のため利用している。
- ・各土地間の境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 富士宮市北山字長坂
地 番 7 2 7 2 番
地 目 山林
地 積 3 4 1 8 平方メートル

- 2 所 在 富士宮市北山字長坂
地 番 7 2 7 3 番 1
地 目 雑種地
地 積 1 9 4 6 平方メートル
(現況)
地 目 山林

- 3 所 在 富士宮市北山字長坂
地 番 7 2 7 3 番 2
地 目 雑種地
地 積 4 9 0 平方メートル
(現況)
地 目 山林

- 4 所 在 富士宮市北山字長坂
地 番 7 2 7 4 番
地 目 原野
地 積 4 9 5 平方メートル



物 件 目 録

(現況)

地 目 山林

5 所 在 富士宮市北山字長坂

地 番 7 2 7 5 番 1

地 目 原野

地 積 1 5 2 1 平方メートル

(現況)

地 目 山林

6 所 在 富士宮市北山字大久保上

地 番 7 4 0 7 番 9

地 目 山林

地 積 8 2 4 1 平方メートル

(現況)

地 目 山林・一部原野

7 所 在 富士宮市北山字大久保澤

地 番 7 4 2 9 番 1 6 2 1

地 目 山林

地 積 7 7 6 平方メートル



令和6年（ケ）第23号

令和6年 8月13日受理

令和6年 9月 19日提出

現 況 調 査 報 告 書

静岡地方裁判所富士支部

執行官 谷 津 幸 則

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|----------------|
| 1 | 所 | 在 | 富士宮市北山字長坂 |
| | 地 | 番 | 7 2 7 2 番 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 3 4 1 8 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 富士宮市北山字長坂 |
| | 地 | 番 | 7 2 7 3 番 1 |
| | 地 | 目 | 雑種地 |
| | 地 | 積 | 1 9 4 6 平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 富士宮市北山字長坂 |
| | 地 | 番 | 7 2 7 3 番 2 |
| | 地 | 目 | 雑種地 |
| | 地 | 積 | 4 9 0 平方メートル |
| 4 | 所 | 在 | 富士宮市北山字長坂 |
| | 地 | 番 | 7 2 7 4 番 |
| | 地 | 目 | 原野 |
| | 地 | 積 | 4 9 5 平方メートル |
| 5 | 所 | 在 | 富士宮市北山字長坂 |
| | 地 | 番 | 7 2 7 5 番 1 |
| | 地 | 目 | 原野 |
| | 地 | 積 | 1 5 2 1 平方メートル |



物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|-------------|
| 6 | 所 | 在 | 富士宮市北山字大久保上 |
| | 地 | 番 | 7407番9 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 8241平方メートル |
| 7 | 所 | 在 | 富士宮市北山字大久保澤 |
| | 地 | 番 | 7429番1621 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 776平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土地	物件1～7
現況地目	☐ 宅地 (物件) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ 農地(物件) ☒ 山林・一部原野(物件6) ☒ 山林(物件1～5、7) ☐ ☐
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地概略図のとおり ☐
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している。 ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している。 ☒ 上記の者が植木の仮植地及び堆肥置場として占有している。 ☐ 上記の者が農地(田)として耕作し占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐
その他の事項	1 本件土地の山林部分には、クスノキ、イチョウ、キンモクセイが仮植されている。また、物件3の土地の北東端付近、物件5の土地の北東端付近に仮植されているマツは、土地所有者会社が株式会社日静機械製作所のために仮植しているので、同社に売却済みとのことである。 2 本件土地上に幅員約8mの未舗装管理用道路が設けられている。 3 本件土地への進入には、北側隣接地(7275-2外、所有者株式会社日静機械製作所)上の管理用道路を通過する必要がある。また、西側と南側で公道との行き来が可能であるが、いずれも第三者所有地を通過する必要がある。 4 本件各土地間の境界は、判然としない。
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日
建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容(要旨)等
■ A (所有者会社代表者)	1 本件土地の山林部分は、クスノキ、イチョウ、キンモクセイ約160～170本の仮植地として利用しています。これらの樹木は種子島から運んできたもので、樹齢は80～100年程度です。本件土地を第三者に貸していることはありません。 2 物件3の土地の北東端付近と物件5の土地の北東端付近に仮植しているマツは、株式会社日静機械製作所に売却済みです。 3 本件土地の進入路として株式会社日静機械製作所所有地上の管理用道路を使用しています。同社に管理用道路を含む北側隣接地を譲渡した際に進入路として確保したもので、無償で使用しています。 4 本件土地にも未舗装の管理用道路を設けています。なお、公図上の東側赤道は水路となっています。 5 本件土地は、北側隣接地付近以外は実測していません。 6 物件6の土地の原野部分には堆肥を置いていました。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年 8月23日(金) 12:10-12:20	富士宮市役所 資産税課	本件土地の位置関係確認
6年 8月23日(金) 14:00-14:40	物件所在地	物件特定 写真撮影
6年 9月 2日(月) 9:05-9:15	静岡地方法務局 富士支局	物件1の公図申請・受領 物件1、4の地積測量図申請・備付けなし 件外土地(7273-3外)登記事項証明書申請・受領
6年 9月 5日(木) 9:30-9:35	静岡地方法務局 富士支局	件外土地(7270)登記事項証明書申請・受領
6年 9月13日(金) 10:20-11:35	物件所在地	所有者会社代表者と面談 占有・形状等調査 写真撮影 評価人同行
年 月 日 () :-:		
年 月 日 () :-:		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

4



写真1 物件5の山林（クスノキ）及び管理用道路



写真2 物件1の山林（クスノキ）及び管理用道路



写真3 物件1の山林（キンモクセイ）南端付近



写真4 物件1（手前）、物件5（奥）の山林（クスノキ）



写真5 物件3（手前）、物件4（奥）の山林（クスノキ）



写真6 物件7（左）、物件3（右）の山林（クスノキ）及び管理用道路



写真7 物件3上のマツ



写真8 物件7の山林（クスノキ）



写真9 物件2の山林（クスノキ）



写真10 物件6の山林（クスノキ）西端付近



写真1 1 物件2の山林（イチョウ）



写真1 2 物件6の原野



令和 6 年（ケ）第 23 号
令和 6 年 9 月 13 日 調 査
令和 6 年 10 月 4 日 評 価

静岡地方裁判所 富士支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

西 園 文 人 ⑩

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|----------------|
| 1 | 所 | 在 | 富士宮市北山字長坂 |
| | 地 | 番 | 7 2 7 2 番 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 3 4 1 8 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 富士宮市北山字長坂 |
| | 地 | 番 | 7 2 7 3 番 1 |
| | 地 | 目 | 雑種地 |
| | 地 | 積 | 1 9 4 6 平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 富士宮市北山字長坂 |
| | 地 | 番 | 7 2 7 3 番 2 |
| | 地 | 目 | 雑種地 |
| | 地 | 積 | 4 9 0 平方メートル |
| 4 | 所 | 在 | 富士宮市北山字長坂 |
| | 地 | 番 | 7 2 7 4 番 |
| | 地 | 目 | 原野 |
| | 地 | 積 | 4 9 5 平方メートル |
| 5 | 所 | 在 | 富士宮市北山字長坂 |
| | 地 | 番 | 7 2 7 5 番 1 |
| | 地 | 目 | 原野 |
| | 地 | 積 | 1 5 2 1 平方メートル |



物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|-------------|
| 6 | 所 | 在 | 富士宮市北山字大久保上 |
| | 地 | 番 | 7407番9 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 8241平方メートル |
| 7 | 所 | 在 | 富士宮市北山字大久保澤 |
| | 地 | 番 | 7429番1621 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 776平方メートル |



第1 評価額

一括売却	
金3,420,000円	
内訳価格	
物件1	金690,000円
物件2	金390,000円
物件3	金100,000円
物件4	金100,000円
物件5	金310,000円
物件6	金1,670,000円
物件7	金160,000円

- ① 一括価額は、物件1～7の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引き渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類または品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
- 5 上記評価額は、引受債務相当額を控除する前の価格である。

第3 目的物件

番 号	登 記 上	現 況
1	別紙物件目録記載のとおり	
2	別紙物件目録記載のとおり	山林
3	別紙物件目録記載のとおり	山林
4	別紙物件目録記載のとおり	山林
5	別紙物件目録記載のとおり	山林
6	別紙物件目録記載のとおり	山林・一部原野
7	別紙物件目録記載のとおり	
特 記 事 項		

※現況欄に記載なき事項はほぼ登記記載に同じ。

第4 目的物件の位置・環境等

1. 対象土地の概況及び利用状況等（物件1～7）

位 置 ・ 交 通	J R身延線「富士宮」駅の北方、直線距離にて約9.1km付近に、別添位置図のとおり所在する。		
付 近 の 状 況	国道139号線「上井出IC」の南東方、直線距離にて約2km付近に所在し、杉・檜の植林地を主体とする県道背後の林地地域である。		
主な公法上の規制等 (道路幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分	市街化調整区域	
	森 林 法	本件土地の一部に地域森林計画対象民有林（5条森林）の指定あり	
	自 然 公 園 法	なし	
	保 安 林	なし	
	防 火 規 制	なし	
	開 発 許 可 ・ そ の 他	なし	
画 地 条 件 (規模、形状等)	地 積	1 6 , 8 8 7 平方メートル	
	形 状	ほぼ整形	
	そ の 他	なし	
自 然 的 条 件	気 温 ： 普通		乾 湿 ： 普通
	風 ： 普通		標 高 ： 約510m ～約530m
	方 位 ： 南西向き		
	斜 面 の 位 置 ： 山腹		傾 斜 ： 直型
道 路 条 件	北東方約250m付近を県道富士白糸滝公園線が、北西方約80m付近を市道大久保沢上線が通過している。		
交 通 等 接 近 条 件	国道139号線「上井出」ICの南東方、直線距離にて約2km付近に所在している。		
土 地 利 用 の 状 況	クスノキ、イチヨウ、キンモクセイ等の樹木の仮植地として利用されている。尚、土地所有者会社が株式会社日静機械に既に売却済の樹木（マツ）も仮植されている。詳細は執行官の現況調査報告書を参照されたい。		
立 木	・ 樹種はクスノキ、イチヨウ、キンモクセイ等が仮植されているが、所有者会社代表者Aによると、樹齢はおおよそ80年～100年程度とのことである。		

特 記 事 項	・ 本件土地は公道に直接接面しておらず、県道白糸滝公園線側からの進入にあたっては、本件土地北側隣接地上の管理用道路を通過する必要がある。詳細は執行官の現況調査報告書を参照されたい。 ・ 本件土地上には未舗装の管理用道路が設けられており、当該道路は隣地を介し、西側で市道大久保沢上線に、南側で林道（赤焼線）と接道している。 ・ 前述のとおり、物件1、物件5、及び物件6の一部が地域森林計画対象民有林に指定されている。詳細は富士宮市役所農業政策課まで照会されたい。
---------	--

第5 評価額算定の過程

山林造成の原価や適切な収益把握が困難なため、地価調査基準地価格からの規
準価格を査定し、次に対象山林の個別的価格形成要因を分析して、下記のとおり
評価額を求めた。

1. 土地の評価

物 件 番 号	標準画地 価格 (円/㎡)	個別 格差	占有 減価 修正率	地積 (㎡)	市場性 修正	競売 市場 修正	評 価 額 (円) ア×イ×ウ×エ×オ×カ
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
1	460	0.88	-	3,418	-	0.5	690,000
2	460	0.88	-	1,946	-	0.5	390,000
3	460	0.88	-	490	-	0.5	100,000
4	460	0.88	-	495	-	0.5	100,000
5	460	0.88	-	1,521	-	0.5	310,000
6	460	0.88	-	8,241	-	0.5	1,670,000
7	460	0.88	-	776	-	0.5	160,000
計							3,420,000

ア 標準画地価格：基準地林地価格との規準をもとに査定した。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{基準地価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} \\ 368\text{円/㎡} & \times & 99.9/100 & \times & 100/100 & \times & 100/80 \\ \text{規準とした価格} & & & & & & \end{array}$$

$$\div 460\text{円/㎡}$$

◇ 基準地：静岡（林）20-19

◇ 時点修正： 基準地価格の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正： 標準的

◇ 地域格差： 環境条件△（宅地化の影響）

イ 個別格差： 道路の状態△ 土地利用度+

ウ 占有減価修正率： なし

エ 登記面積を採用した。

オ 市場性修正： なし

カ 競売市場修正： 前記「第2評価の条件」記載の競売市場の特殊性を考慮した。

2. 立木の評価

立木については保守管理の状態、伐採及び搬出費用等を考慮すると市場価値は認められない。

3. 土地及び立木

イ.土地	ロ.立木	評価額(イ+ロ)
3,420,000円 +	0円	= 3,420,000円

第6. 採用した基準地の概要

基準地：静岡（林）20-19

所在：静岡県富士宮市北山字大久保澤7429番81

価格：368円/㎡

最寄駅名：JR身延線「富士宮」駅 11,000m（道路距離）

価格時点：令和6年7月1日

道路の状態：3.0m道路

地積：3,861㎡

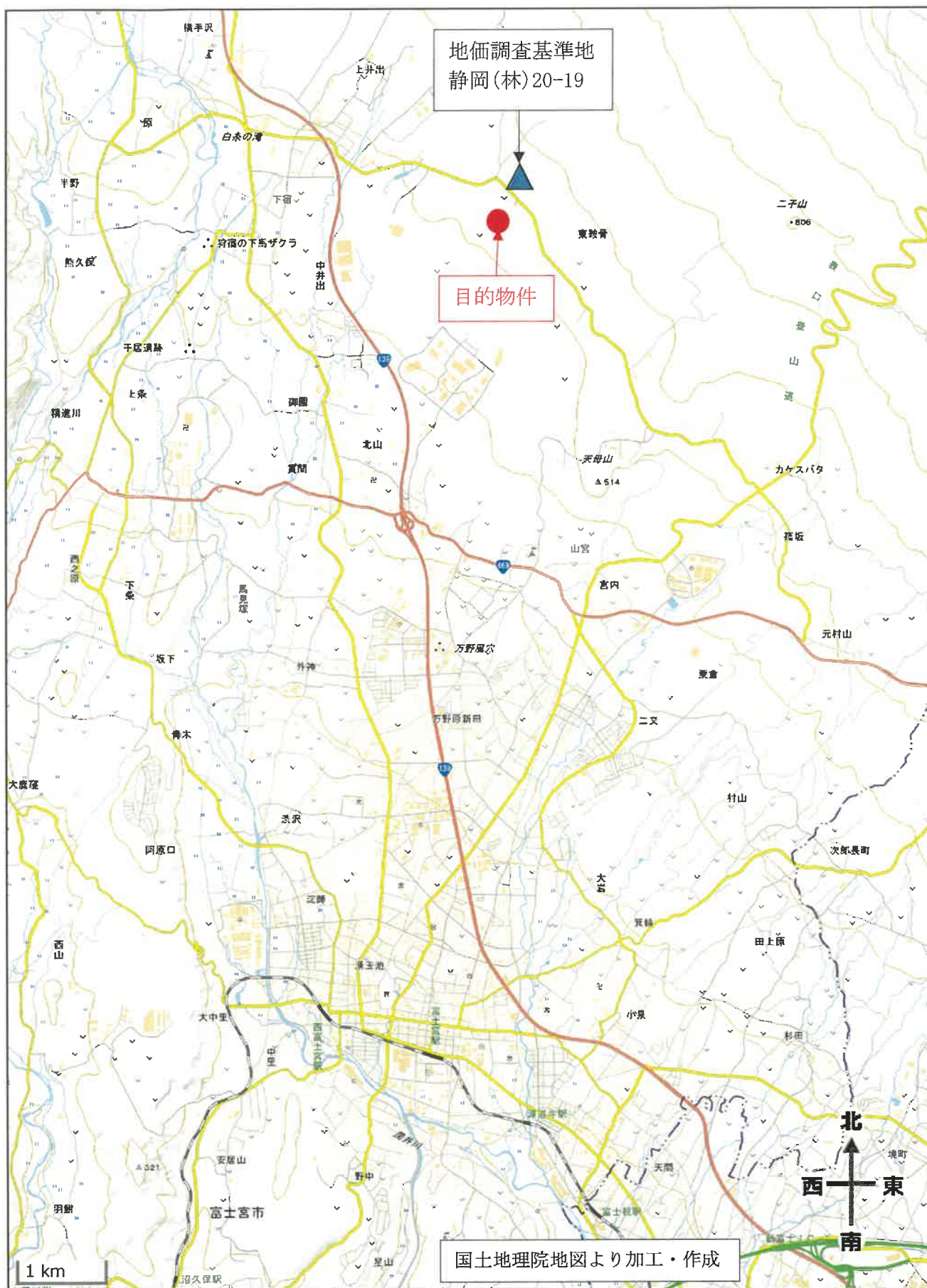
用途指定等：市街化調整区域

地域の特性：標高約560m付近に位置する杉・檜を主体とする植林地地域。

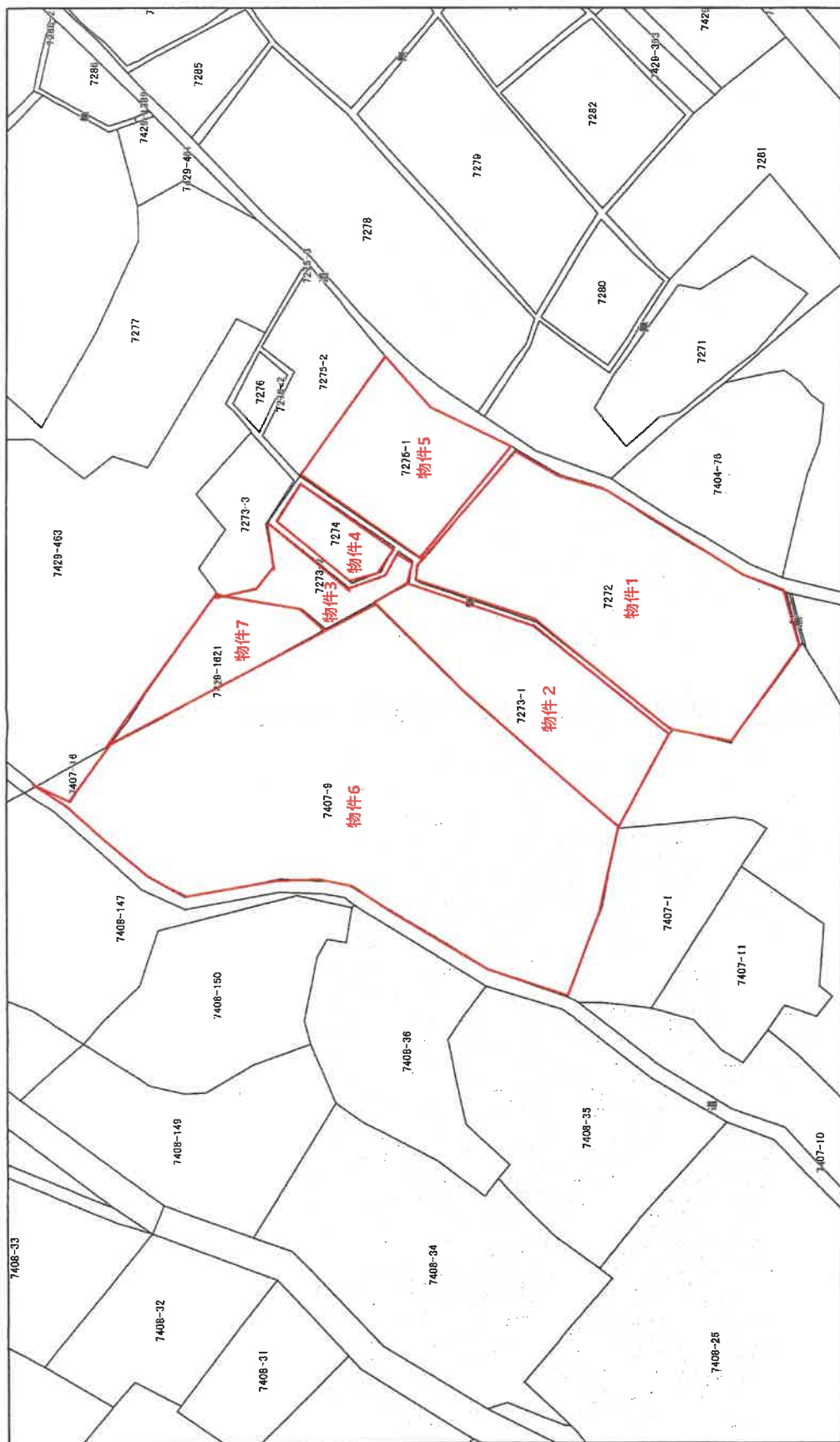
第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 地番図
- 3 公図写

以上



地番図 (A3→A4縮小)

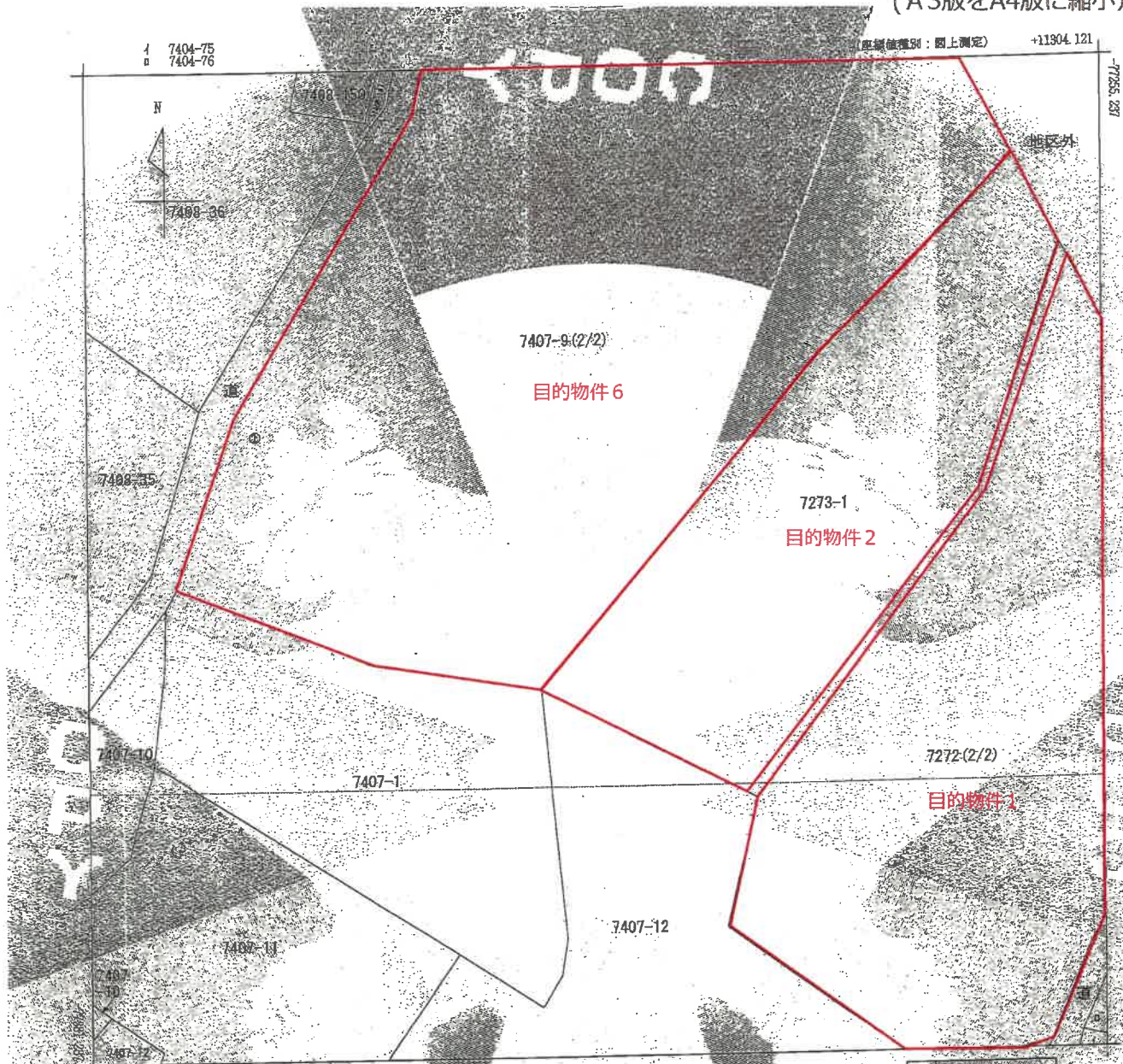


縮尺 1 : 1000

本資料は、固定資産税の課税資料として、地番の配置を示すために法務局備え付けの公図等を基に作成したものであり、正確なものではないため、土地の境界及び権利関係の確認や、道路幅員、面積の計測等には使用できません。
 本資料の利用により発生する直接又は間接の損失、損害等について富士宮市は一切の責任を負いません。
 本資料を富士宮市の許可なく改変し、又は刊行物へ掲載することはできません。

公図写(目的物件 1, 2, 6)

(A3版をA4版に縮小)



（注）地図に添付する図面は、土地の位置と形状を示すための地図が補完されるまでの間、これに代わるものとして添付材料。
 北に示す図面は、土地の位置と形状を示すための地図が補完されるまでの間、これに代わるものとして添付材料。

請求部	請求	富士宮市北田子大久保上	地番	7407番9
出力縮尺	1/500	地図	地図	地図
作成年月日		作成年月日	作成年月日	作成年月日

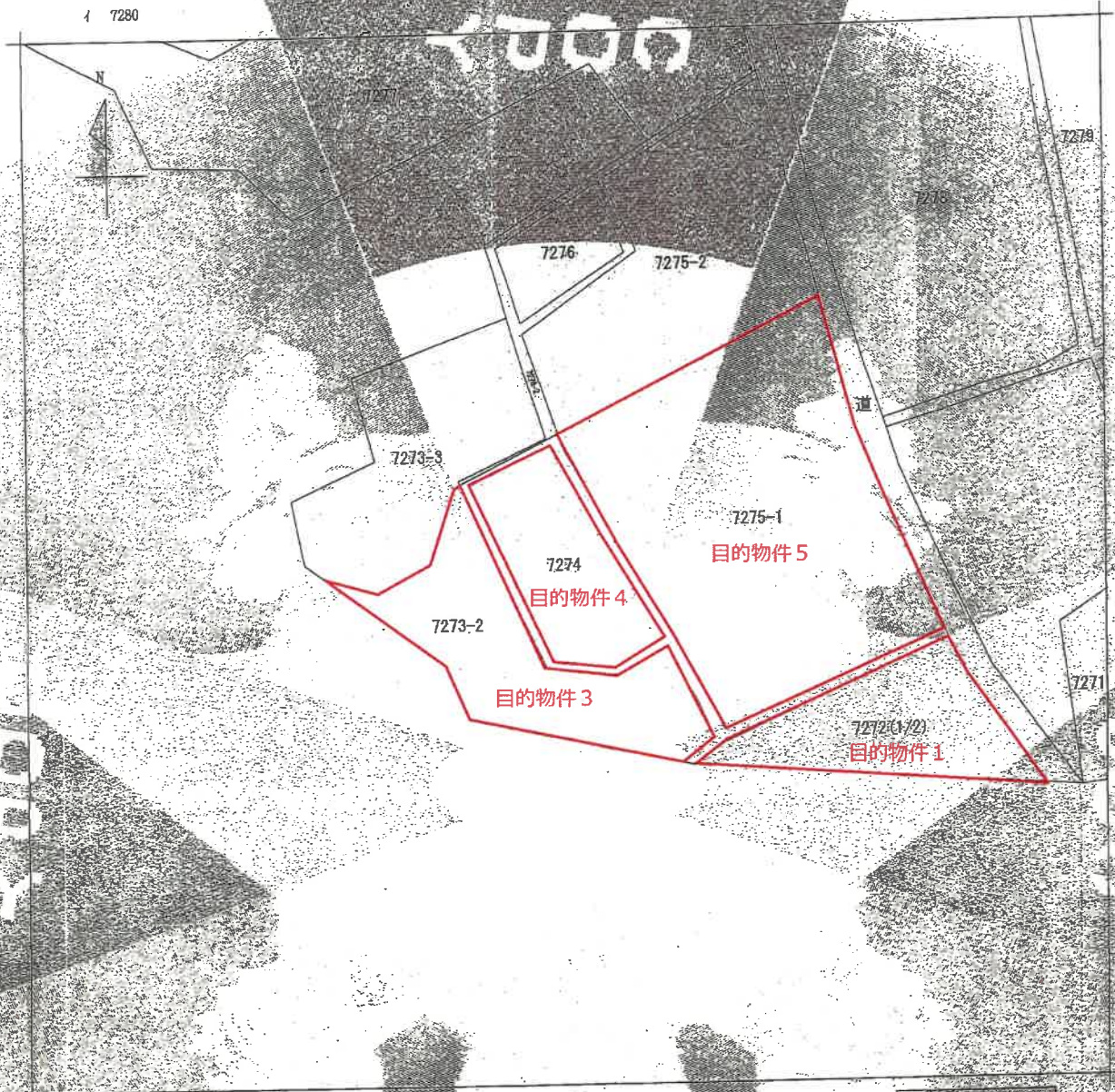
これは地図に準ずる図面に記載されている内容を証明した書面である

令和6年7月22日
 静岡地方方法務局富士支局

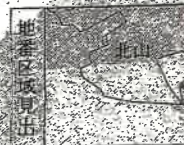
整理番号: H24965-1
 (2/2)

公図写(目的物件 1, 3, 4, 5)

(A3版をA4版に縮小)



(注) 本文に添付の図面は、土地の位置と境界を示す下地籍図に注記された地番が優先されるまでの間、これに代わるものとして補完付録として添付するものとします。



請求 種別	所在地 富士宮市北山字長坂			地番	7274番	
出力 縮尺	縮尺不明	精度 区分	所在地 番号又は 地番	分類	地図に準ずる図面	種類 旧土地台帳附屬地図
作成 年月日				備考 年月日 05/13/1	備考 年月日	

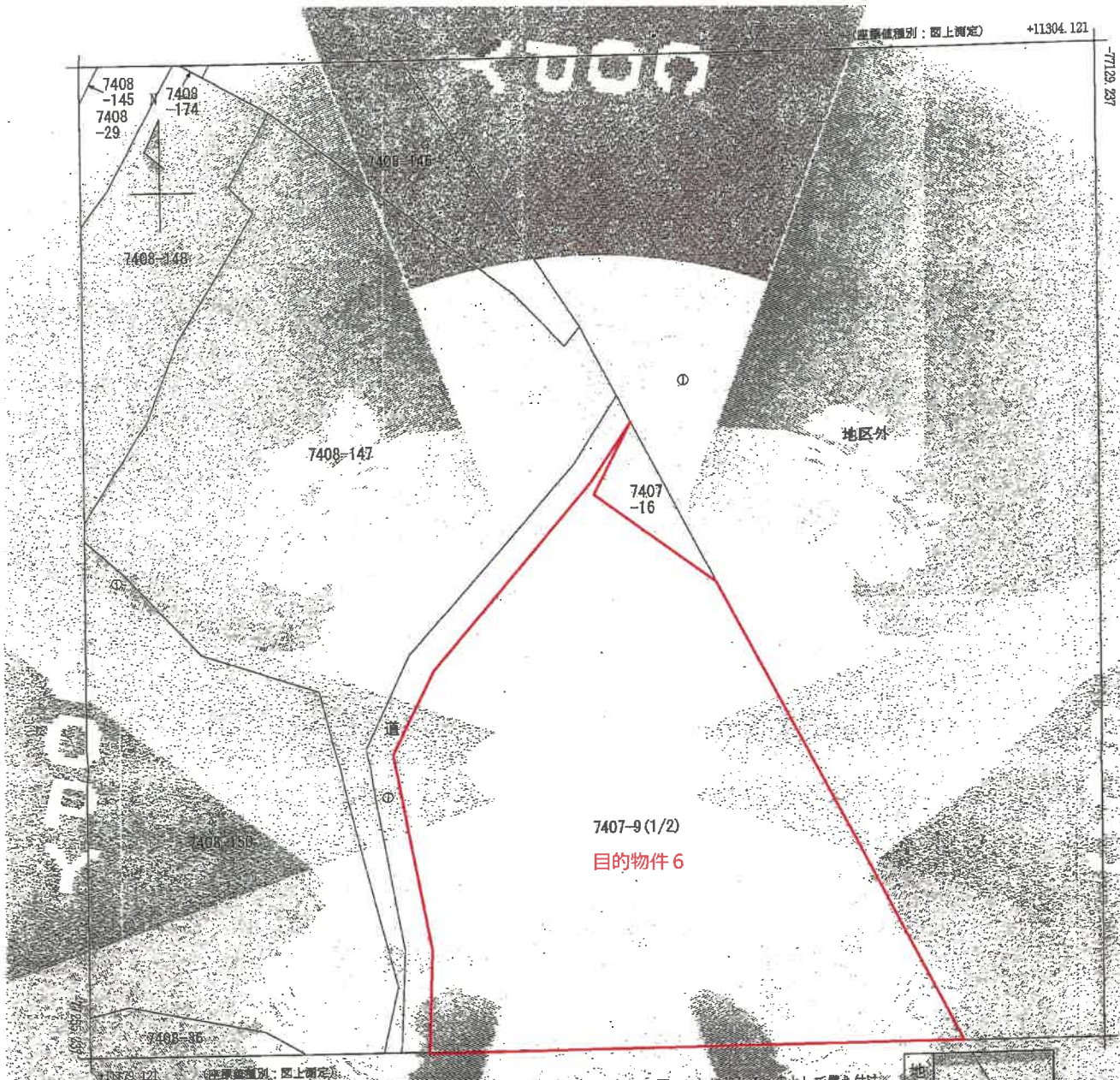
これは地図に準ずる図面に記載されている内容を証明した書面である。

令和6年7月22日
静岡地方方法務局富士支局
登記官

整理番号: H24967-1
(1/1)

公図写(目的物件6)

(A3版をA4版に縮小)



(注)地区に準ずる地図は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられる。この地図は、土地の位置、形状、面積、地積などを示すものである。

請求部	所在	富士宮市北山字大久保上				地番	7407番9		
出力縮尺	1/500	縮尺	図面	図面	図面	図面	図面	図面	図面
作成年月日		図面	図面	図面	図面	図面	図面	図面	図面

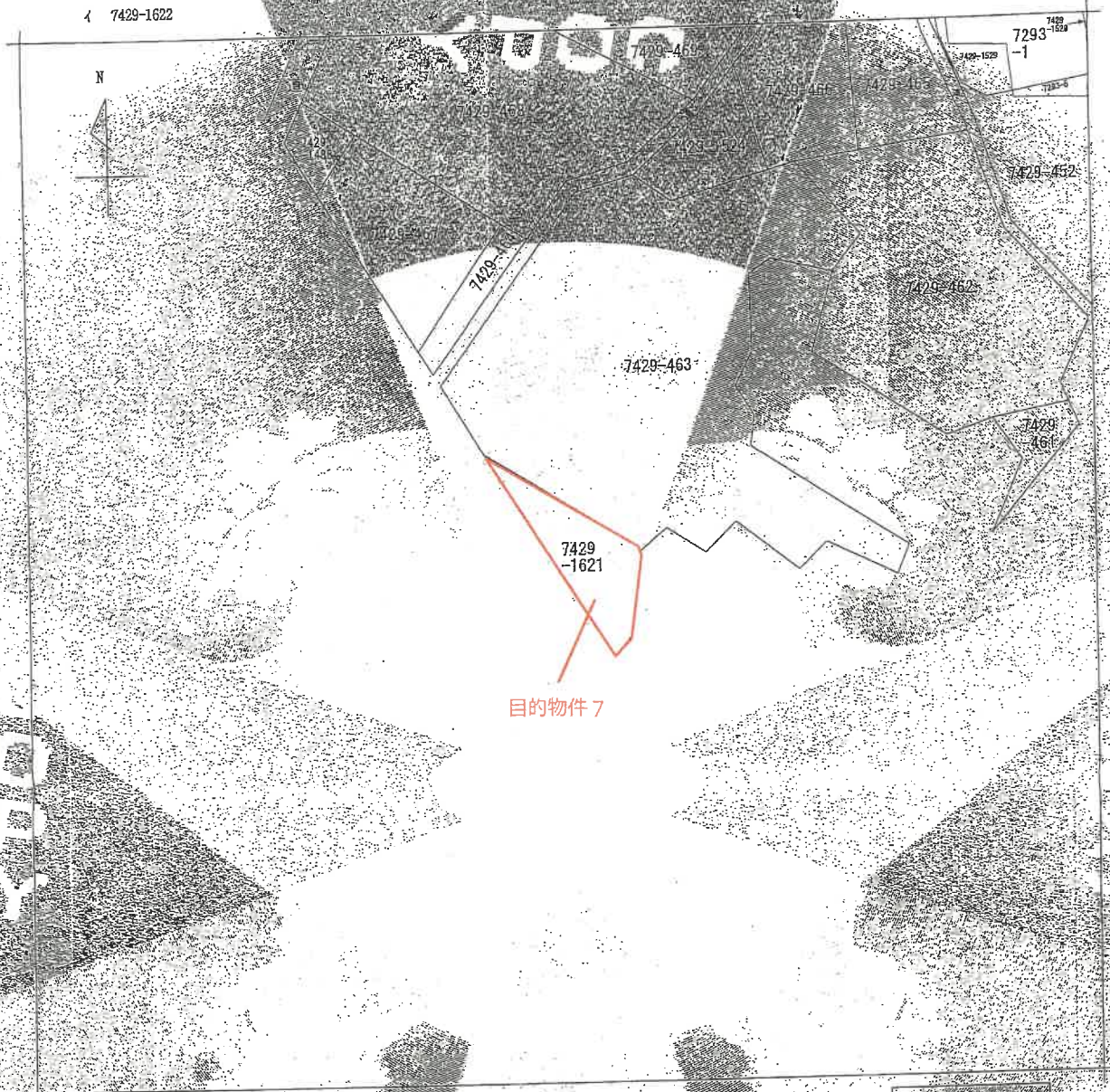
これは地図に準ずる図面に記載されている内容を確認するための書類である。

令和6年7月22日
静岡地方方法務局北山支局

整理番号: H24965-1
(1/2)

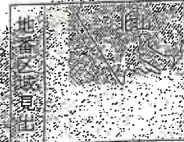
公図写(目的物件7)

(A3版をA4版に縮小)



目的物件7

(注) 地図に添付する敷地図は、土地の区画を明確にした不動産を主たる目的とする地図が備え付けられるまでの間、これに代わりのとして備え付けられる。土地の位置及び形状の概略を記載する。土地の位置及び形状の概略を記載する。



請求 部	所	在	富士市北山三丁目	地番	7429番1621
出 産	1/1200	積 区 分	面積 1/1200	面積 1/1200	面積 1/1200
作 成 年 日		作 成 年 日		作 成 年 日	

これは地図に添付する敷地図の位置を示す図である。

令和6年7月22日
静岡地方方法務局

整理番号: H24968-1
(1/1)